

平成 30 年

南三陸町議会議録

第3回臨時会 3月28日 開会
3月28日 閉会

南三陸町議会

平成 30 年 3 月 28 日 (水曜日)

第 3 回南三陸町議会臨時会会議録

平成30年3月28日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者兼出納室長	三 浦	清 隆 君
総務課長	高 橋	一 清 君
企画課長	阿 部	俊 光 君
震災復興企画調整監	橋 本	貴 宏 君
管財課長	佐 藤	正 文 君
町民税務課長	阿 部	明 広 君
保健福祉課長	三 浦	浩 君
環境対策課長	佐 藤	和 則 君
農林水産課長	及 川	明 君
商工観光課長	佐 藤	宏 明 君
建設課長	三 浦	孝 君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田 中	剛 君
危機管理課長	村 田	保 幸 君
復興推進課長	男 澤	知 樹 君
総合支所長	阿 部	修 治 君
総務課長補佐	大 森	隆 市 君

教育委員会部局

教育長	佐 藤	達 朗 君
教育総務課長	菅 原	義 明 君
生涯学習課長	三 浦	勝 美 君

事務局職員出席者

事務局長	佐 藤	孝 志
総務係長 兼議事調査係長	小 野	寛 和

議事日程 第1号

平成30年3月28日（水曜日）

午前10時00分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第 64 号 業務委託変更契約の締結について
 - 第 6 議案第 65 号 業務委託変更契約の締結について
 - 第 7 議案第 66 号 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 第 8 議案第 67 号 平成 29 年度南三陸町一般会計補正予算（第 6 号）
-

本日の会議に付した事件
日程第 1 から日程第 8 まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

本年度最後の臨時議会ということになります。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

昨今、職員に対する住民からの信頼が著しく失墜しているような感じを受ける情報が多々入っております。新年度、来月から新年度に入るわけでありますと、人事異動もあります。担当課長におかれましては、十分に職員の指導、教育に当たっていただきたいというふうに思います。特に総務課長は人事に関する課長でありますから、その辺のところをしっかりと指導、教育していただきたいというふうに思います。

また、各議員におかれましても、数字だけのチェック機関ではありません。行政全般にわたっての監視も使命になっております、職責になっております。その辺も踏まえながら今後の議会活動に精進していただきたいというふうに思います。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、5番後藤伸太郎君、6番佐藤正明君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君）　日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君）　日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　おはようございます。

本日、平成30年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

平成30年第2回定例会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、「三陸沿岸道路、本吉気仙沼道路の開通式」についてご報告を申し上げます。

国土交通省が整備を進めておりました三陸沿岸道路「本吉気仙沼道路」のうち、大谷海岸インターチェンジから気仙沼中央インターチェンジ区間の7.1キロメートルの整備が完了し、3月25日に気仙沼中央インターチェンジ付近を会場に、小野寺防衛大臣を初め、約400名の関係者が出席のもと、開通式がとり行われました。

本区間の開通は、震災後、気仙沼市内への初めての延伸であり、今回の開通により当該区間の所要時間が約12分短縮され、国道45号の混雑緩和が期待されるとともに、津波浸水区域を回避でき、災害時にも緊急輸送路としての機能を確保できるものであります。

また、「歌津本吉道路」の歌津インターチェンジから（仮称）卯名沢インターチェンジの区間、「本吉気仙沼道路」の（仮称）本吉インターチェンジから大谷海岸インターチェンジの区間につきましても、現在整備が進められており、来年度中の供用開始が予定されておりますが、1日も早い供用開始を願い、国・県並びに関係機関と密接な連携を図ってまいりますので、議員皆様のさらなるご協力を願い申し上げます。

次に、「一般県道払川町向線の開通式」についてご報告を申し上げます。

宮城県が整備を進めておりました一般県道払川町向線伊里前工区800メートルの区間の整備が完了し、3月25日に歌津字白山地内を会場に開通式がとり行われました。

本道路は、東日本大震災で甚大な被害を受けた歌津伊里前地区の伊里前から払川に通じる県道について、新たに国道45号から田表地区の現道へ通じる道路を整備したものでございます。

今般の開通により、地域交通の利便性向上が図られることとなりますが、伊里前地区の国道

45号や伊里前川を含む復旧・復興事業の早期完了に向け、今後におきましても、国・県並びに関係機関との密接な連携を図ってまいりますので、議員皆様のさらなるご協力をお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） ここで、暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時07分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 議案第64号 業務委託変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第64号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第64号業務委託変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において整備を進めてまいりました志津川東地区津波復興拠点整備事業他業務について、業務が完了いたしましたことから、その委託費用の精算に関し、変更契約を締結したいため、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） おはようございます。

それでは、議案第64号業務委託変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の1ページをお開き願います。

業務の名称は、志津川東地区津波復興拠点整備事業他業務であります。

契約の相手方は、独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部、いわゆるURであります。

本議案は、平成25年11月15日、約42億700万円で志津川東地区西工区及び北工区の造成工事等の業務をURに委託し、その後、同年12月17日、契約額を73億3,700万円ほどに増額し、約4年半の間、防集の宅地、災害公営住宅用地、区画道路、公園緑地等を整備してきたところでございますが、このたび、当該業務の完了に際しまして、本業務委託契約の変更契約を締結し、契約金額を確定させるものでございます。

議案関係参考資料の2ページお開き願います。

本業務を契約した当初の施工面積、約19.4ヘクタールでございました。整備予定の防集区画の数は185区画でございました。その後、住宅再建意向の変化によりまして、本工区の整備区画数を125区画に減じますとともに、南三陸病院の東側に整備した公園緑地を加え、結果として整備面積は当初より約3.6ヘクタール減少した約15.8ヘクタール、業務委託費用は57億7,900万円ということになりました。

この事業費変更に係る主な要因といたしましては、住宅再建意向の変化に伴います東地区北工区の整備面積の減少などが大きく影響してございまして、マイナス22億円ほど、そして、工事施工に関して必要となります労務費、資材費等に関しまして、平成25年にURと契約した当時の労務単価、資材単価等がこれまで毎年上昇しております関係上、その費用の増加を今回精算する必要がありまして、5億4,000万円ほど当初の見込額よりも多くの費用が必要となりました。また、東地区東工区の東側、南三陸病院の東側でございますが、に約1.5ヘクタールの公園緑地を本委託業務において整備した費用として、当初の契約よりも約1億600万円ほどの増となってございます。業務に着手するまでの間には、幾度にもわたる被災された方々によります主体的かつ真剣な高台におけるまちづくりの議論、検討、そして工事の施工に際しましては、近隣の住民の方々を始めとした多くの皆様方の特段のご理解とご協力によりまして、志津川東地区の高台の面整備事業が完了することとなりました。

3ページには変更仮契約書を添付いたしております。

雑駁ですが、以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 大変わかりやすい説明ありがとうございました。

この団地は当町でも一番大きな団地となります。こうした観点からしても、また、公園の整備の増ということもありました。そういうことからして、現地確認をしたいと思いますので、動議を提出いたします。

○議長（三浦清人君） 今、動議が提出され、所定の賛成者がおります。動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

先ほど提出されました動議が成立されました。

動議の内容につきましては、現場調査という内容でありましたので、この現場調査の件についてを議題といたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立少数です。よって、現場調査の件は不採択と、否決とされました。

引き続き、質疑に入ります。質疑願います。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 参考資料の2ページの図面なんですかけれども、整備計画の変更としまして右端のほうにあるんですが、90区画のうち78区画が減ったということですけど、このちょっと図面の見方がわからないので、図面の見方の説明をお願いできますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） わかりづらい図面ということで、大変申しわけございません。

まず、当初の計画図面がこの2ページの右肩の上ですか、防集宅地185区画ということで、赤の太線で、太枠で上と下というふうに囲んでありますが、この2つ合わせて185区画の防集宅地を着色していない黄色ですね、黄色の部分に平均100坪で造成を計画、当初予定しておりました。それが、最終的には下の部分でございますが、結果的に125ということになりました。90、12の部分でございますが、北工区ということで、上の図面で言いますと、ちょっと真ん丸のお饅頭のような形になっているのが、我々北工区と呼んでいる部分でございます。ここ

が、当初の計画では90区画を造成の計画でございましたが、下の図面行ってわかるとおり、これが12区画ということで、この部分でマイナス78区画の区画数が減じられているというものでございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） では、同じく2ページの下のほうの図面で、変更後ですけれども、12区画が残っていると。もともとあった78区画の部分で、一部緑色に塗られてまして、その後、色づけがされていない部分がかなりあるかと思うんですけど、この色づけのされていない部分ですね、現状はどんな感じなんでしょうか。それから、今後何か利用の計画はあるんでしょか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 当初計画で造成を予定していた箇所、結果的には山林の状態のままでございます。当初は、通常の公共工事でありますと、用地の買収をした上で、工事請負契約発注というような流れが一般的なのかなと、私も認識はしておりますが、本件、津波復興拠点整備事業、防集事業でございますが、志津川地区における防集事業につきましては、発注後に用地買収、並行してやっていくという関係上、この下の図面で着色していない部分につきましては、結果的に買収はしておりません。現状においては近くの方とか篤とご存じだと思いますけれども、山林の状態のままでございます。今後においての土地利用計画といたしましては、町としては現在のところ計画は持ち合わせておりません。以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 千葉です。よろしくお願ひします。

今回の15億円の減額、内容的には理解できるんですけども、やっぱり震災後の志津川地区における3団地の住民の住まいということで、意向調査の中でこういった、今現実が起こっていて、そして、北工区が90区画の中の12区画で済んだという意味合いだとは思うんですけども、この減った部分の造成、整地ということでは、いつぐらいにこの減らしたということを工事の中で進めたのか。そして、減った原因というのは、住民が長年、7年目ですかね、ことしで7年目なので、その中で意向が変わってきたということなんでしょうけども、ただ、この辺は、やっぱり町の計画の甘さがあったと思います。たまたま北工区は78区画ですか、減ったのが。そのほかにも、中央区、あとは西工区、その部分で全てが土地がまだあいているような状況だという、やっぱり町の想定の甘さだったと思うんですけども、その辺のようすに町では考えていますか。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　当初、発注したのが25年の11月でございます。説明したとおり185区画と。皆様ご承知のとおり、病院のほうには15区画ございまして、東地区といたしましては200区画を結果造成しております。いつ減らしたのかということでございますが、私、市街地の部署に異動したのが27年度でございますが、そのとき、私よく記憶しているんですけども、そのタイミングで北工区の縮小に関する説明会をさせていただいております。なので、今から約2年、3年前ですかね、に減じるということで、東地区にご希望なさっていた方々を対象に説明会をさせていただいたということがあります。

あと、見通しの甘さということでございますが、一人一人までのレベルで細かくご意向、何で再建意向変わったのですかという部分のというのはなかなか困難な部分でございますが、例えば、息子さんのところに行くことにしましたとかということで取り下げますという話とか、あとは、おひとり暮らしの方で災害公営にやっぱり入りますという方とか、さまざまございました。この当初185で走ったときも、きっちりと、本当に防集ですかと、資金計画は大丈夫ですかというレベルまで、一人一人のそういった資金計画とか、細かい部分まで詰めた上で絶対大丈夫だということでやれたのかというと、そうではございません。ただ、その時点、多分議員もご承知だと思うんですけども、災害公営にするか、個別移転にするか、防集にするか、なかなか迷っているという方が非常に多うございました。そういう方々をこぼさないようになると。ただ、そう言いながらも、ある程度の確からしさでということで、区画数を決めていったというのが当時の状況であったと理解しております。

それが甘かったと言われると、なかなか我々もきついんでございますが、結果的に余計というのも変なんんですけども、なるべく多くの空き宅地をつくらないと、発生させないというような考え方も頭に置きまして、可能な限りの整備区画数の減というのも工事の実施に合わせて行ってきた、そしてきょうに至ったというものでございますので、どうぞご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（三浦清人君）　千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）　課長の説明は理解はできます。ただ、震災から、25年にこの東浜団地が造成されていて、そういう経緯の中で東団地の東工区、これは福祉枠ということで、多くの人たちがすぐその場所を決まって、結構早目に皆建ちました。そして、今度は、西工区の南側ですね、その辺も住民の住宅建設は早く済みました。その中の隣に病院の宿舎が、これもすぐ町のほうで工事に入ったと思います。そして、中心となる西工区全体の流れが始まっ

た中で、一番最後に北工区の造成だったように私は記憶しています。そして、北工区も12世帯、大体今、9割方がもう入っていると思うんですけれども、あそこの区画も土地の造成なったらすぐできました。やっぱり検証という意味合いでは、造成計画がどうしてもやっぱり住民が自宅を建てたいんだという気持ちが温まっているうちに、やっぱりそういった造成が順調に進んでいけば、一人でも多くの人たちが町外に出ないで済んだり、災害公営住宅からやっぱり自分のうちが欲しいというような形の行動をとれたと思うんですが、これはやっぱり町の造成の速度、それに関して遅かったんじゃないかなと思います。その辺の造成の速度、そしてこの計画、東の町の計画、これは多分課長は予定どおりと言いますけれども、その予定どおりの計画の甘さがこの区画数の減少につながったんじゃないかなと私は思います。

あと、もう一つ、福祉モール、ここに今回出てきますが、私もこの間、議会の中で質問した経緯があります。福祉モールは確かに、私が総務常任委員会の中で都市計画委員としてURの説明を聞いたときに福祉モールというような形の計画がありました。そして、そのときから今のような福祉モールの大きさの設備設計を考えていたのか。それとも、予算がなくて今ぐらいの規模になったのか。この福祉モールの建設に当たっての大きさの推移というか、これまでの計画からどうしても予算の関係で小さくしたのか。その辺、2点お聞きします。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　まず1点目、造成の速度が遅かったんじゃないのかと。それが、結果、人口の流出とかそういうふうな方向に行ったんじゃないのというような点でございますが、まずもって、本件、津波復興拠点整備事業、東地区におきまして、切り土の土量が80万立米ほどという膨大な量でございます。この土砂を志津川地区被災市街地復興土地区画整備事業、これのかさ上げ土として使っているという関係上、どうしても下との工事の調整が不可避であるというのが1点ございます。あと、もう1点、課長は予定どおりと言うんでしうけどという話でございましたが、結果的に、当初の契約では、皆さんご存じだと思いますけど、集中復興期間ということで、平成27年度末までしか交付金がございませんでしたので、担保がありませんでしたので、当初の契約は27年度末でございました。実際、最終的に東地区で宅地をお引き渡しさせていただいたのは、28年の8月でございます。結果的にはおくれているということは、私は否定はいたしません。ただ、1点申し上げたいのは、そのおくれの要因、あとは原因ですね、につきましては、東地区にお住まいを再建されたいという方々に対しましては、可能な限り丁寧な高台検討部会とかで、丁寧なご説明はさせていただいたと思っております。ただ、結果的に、その上で、再建を別なところとか、別の災害公営

とかというふうに変えた方もいらっしゃるとは思いますが、町としては、できる限り誠実に対応させていただいたというふうに思っております。

2点目、福祉モールの件でございますが、津波復興拠点整備事業で整備をいたしましたあそこは、公益的施設用地というものでございます。あの用地の面積につきましては、保健福祉課と面積がどの程度あつたらいいのかとかいう部分につきましては、協議をさせていただいた経過として整備、造成工事が完了して、現在、建物の建築工事が社協さんをしてなされていいるというふうに記憶して、理解しております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の課長の説明で、結果的にというような、最終的にはこうなってしまったというような形の説明ですが、やっぱり総合計画とか、町のほうで復興計画を立てる中で、そういった将来の人の動き、心の動きに配慮するべき部分も私はあったのかなと思います。4,000人も人口が減って、それでもって町が疲弊していないかといったら、間違いなく疲弊していて、ことしの入学生も少ない、高校生の入学も少ないと考えれば、多くの人たちがこの町に残ることを第一義に考えていくべきだったと私は思います。一番なのは、やっぱり3世帯、2世帯、大きな家族が子供たちのことを考えて早く移転して行ったという経緯があるので、やっぱり土地造成整備に関しては、職住分離ということの、造成の中で山を削った土を低地部のかさ上げに使うと、そういう手法はわかるんですけども、その辺もやっぱり人口減少を考えながら行くべきだったと私は思います。その辺、町長のほうに、最後に、今までの復興計画の中で間違いない復興だったのかということと、私のこの疑問に対してはどのような感想をお持ちですか。お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 男澤課長が答弁したとおり、我々とすれば予定どおりといいますか、高台移転をする、例えば今、おそいとか、早いとかという話をしますが、例えば、早くするということになれば、例えば陸前高田のようにベルトコンベアを使って一気に造成して、 トラックを使わないので低地部に落として、そこに土を置くかということを、そういうことは多分早いかもしれません、結果としてあれは土地が非常にあったと。したがいまして、そこに残土を置くことができた。残念ながらうちの町はベルトコンベア使っても残土の置き場所がないと、そういうそれぞれの地域事情があります。したがって、うちの町とすれば、南三陸町として、ある意味こういった高台移転の事業のあり方については、ベストな形の中でやつてきたというふうに認識をしてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 6番です。

区画数が減ったのは非常に残念ですが、それと同時に金額も大分減っております。そういう中で、労務、資材の高騰による影響というようなことで、これが5億ほど占めていると。減額の3分の1を大体占めている形になりますね、「増額ですね」の声あり）増額なっていると。当初から何%ぐらいの形で動いているのか、その辺まず伺っておきます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 資料の一番下でございますが、労務費、資材費の高騰による影響額ということで、5億4,000万円ほどと見ております。当初から何%ぐらいということでございますが、発注したのが平成25年の11月でございます。本件に関しましては町がURに業務を委託して、URがプロポーザルで決定をしたCMJVと随意契約という形でございます。そのときの当初の発注に使った数字の時期なんですけれども、25年の第二四半期の数字を使っております。指標としてご説明しますと、その段階を100といたしますと、その翌年には108.1ポイント、そして、27年には112.2ポイント、そして28年には114.9ポイント、29年度では115.5ポイントということで、結果として15ポイント、15%ほど、人件費、あとは資材費、あとは議員篤とご承知だと思いますけど、機械の損料とか、そういった部分の構成要素ございますけれども、約、5年間で15%ほどの上昇があったということでございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） はい、わかりました。15%ぐらいですね。

それで、これは区画整理の形で15%で高騰されていると。ですが、そのほかの工事で複数やっている現場も結構あろうかと思います。その中で、そちらもスライド条項等は対応してあるのかどうか、その辺お願いしたいと。今後につきましては、防潮堤も足かけ3年ぐらいやっていく形になろうかと思います。その中にはやはり大分物価も変動する形があろうかと思いますので、とりあえず伺っておきます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、当課所掌の工事に関してということで、まずもって答弁させていただきます。

本件に関しましては、津波復興拠点整備事業、高台の工事でございます。当課所掌の工事として、議員今ご指摘の区画整理事業、あとは祈念公園事業とか複数ございますが、すべから

く労務単価、資材単価、機械の損料等が上昇してございます。URとCMJVの契約においては、複数年契約を交わしているものについて、毎年、毎年上がっていくという部分については、最後に精算をしましようということで、きっちり取り決めがなされておりまして、当課所掌の工事に関しましては、本日ご提案申し上げたものと同様に、最終的にはこういった価格の高騰に関する経費については、精算を予定しているということでございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（田中 剛君） 今後行われます防潮堤工事につきましても、物価、あるいは労務、資材等の単価の高騰がございましたら、請負業者側からの申し出により、甲乙協議して対応してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。

まずもって二、三点お伺いしますけれども、最後の北工区の12区画ですね、これは販売済みなのか。

それから、東工区の公園緑地、追加になりました1億600万円、1.5ヘクタールふえたことによりまして、これ、現在終わっているのかどうか。以前見たときは、池の周辺が何か公園でなくなっているような感じだったので、現在、これが公園としてつくり終わっているのかどうか。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず1点目、東の北工区でございますが、平成28年の5月に造成工事を完了いたしまして、現在、既に住宅が建ってございます。

もう1点、1.5ヘクタール部分の公園緑地の部分でございますが、本件に関しましても工事は完了しております。ちょっと見づらいんですけども、ケアセンター、病院に隣接しているちょっと薄緑色で書いて、④と書いてあるのが公園でございまして、それに隣接しております濃い緑色に着色している部分、これがのりの部分でございますが、これが緑地扱いということで、合わせて1.5ヘクタール、全て完了しております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） もしこれ、北工区の分がみんな完売になっていない場合は、畑とか、この団地の人たちが使うための畑なんかも有効活用がいいのかなと思って、今お伺いしました。それと、公園なんですけれども、あそこ見る限りでは、公園というよりも調整池、調整池の

周りなんですかけれども、危ないような気がしますけれども、坂がなくて調整池からの砂、砂地が見えて、あそこ危険だなというように見られたんですけども、大丈夫でしょうか、その辺。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　まず、北工区の12区画のうち、ちょっと数まで今資料を持ってきていないんですけども、まだ空き区画がございます。その北工区の空き区画を畠にということでございますが、これは、制度上現実的に非常に困難というふうに考えております。

もう1点、調整池の周りでございますが、議員ご指摘の部分は緑地でございまして、危ないと。当然、調整池周り危のうございますので、鍵つきのフェンスを回しておりますので、例えば子供たちが自由に調整池のほとりまでということは、入れないというようなしつらえといたしております。以上です。

○議長（三浦清人君）　ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

午前11時08分　休憩

午前11時25分　再開

○議長（三浦清人君）　それでは、再開いたします。

質疑を続けます。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）　今野です。

2点ほど伺いたいと思います。

先ほど、労務費というか、労務・資材費の高騰ということで、15%ぐらい上がったということはわかったんですが、たしかこれ、議決するときも、ある程度見るということでなったはずだと思うんですが、そこでお聞きしたいのは、労務費だけに限定させていただくと、例えばこれがどれぐらいの割で上がったのかというか、もしおわかりでしたら。この5億4,000万円のうちの何割ぐらいが労務費だったのか。

そして、あわせてお聞きしたいのが、以前も聞いたように、上がった分、果たして末端までこの上がった分が反映されているのかどうかということを、もしおわかりかどうかわからぬいですけど、何次あたりまでの下請けのあたりまで効果があるというか、そういったところでいいんですけど。

第2点目は、私、個人的に先ほど現地の公園を確認させていただきまして、公園の1億円分

はどういった形の追加だったのか、改めてもう少し詳しく伺いたいと思います。

公園の分なんんですけど、1億円追加ということだったんですが、新たに、たしか必ずつくらなきやいけないという、そういうあれがあったみたいなんです。そのところをもう少し詳しく伺いたいと思います。ふえた分。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　済みません、まず、2点目のほうから。公園緑地1.5ヘクタール、これにつきましては、当初、この役場庁舎とか病院がある工区、東の東工区と我々呼んでおりますが、これ、この工区の工事にこの1.5ヘクタールが含まれられておりました。平成28年3月31日、今から2年前ですね、この東の東工区の確定契約を締結をいたしております。そのときに、この東の1.5ヘクタールの公園については、まだ終わっていないんだけど、東の西の公園緑地工事と同じに施工をしたほうが効率的ではないかというのと、あと、病院と役場庁舎、あとは災害公営住宅、あと15区画の防集宅地については、全て完了しておりましたので、この東の東につきましては、早期、先行着手エリアということもございましたので、この1.5ヘクタールについては分離をして確定して、確定契約を一度、2年前に結んでおります。そのときにこの1.5ヘクタールについては、本日提案の東の西工区ですかね、西北工区にあわせて施工しようというふうな内部の意思決定をして、本日に至っているというものでござります。

1点目の労務費の関係につきましては、まず、こまい部分につきましては建設課長のほうから申し述べさせますが、まず、CMJVとの下請け、一次、二次、三次と、末端まで行っているのかという部分でございますが、当然に、実際に工事をしているのは、元請けの、飛島・大豊建設が元請けですけれども、実際に工事をしているのは一次、二次、下請けの協力会社が汗をかいて一生懸命やっているわけでございまして、元請けと一次下請けの契約、あとは一次と二次の契約の中で、当然複数年にわたる部分で労務費が上がっているよと、資材費が上がっているよという部分についても、当然、今回精算をさせていただいているというものでございます。

あと、率の関係につきましては、建設課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　まずもって、労務単価の決定の仕方ですけれども、これから上がるだろうということではなくて、既に実績としてあるものを年に一度調査をいたします。たしか6,000社ほど、年間、各企業の人事担当者を賃金台帳を持ってこさせて、そこでヒアリング

をして調査するという内容でございます。

それで、賃金につきましては、実際支払う金額のほかに、現物支給がございます。被災市、どこでも共通でございますけれども、遠方から来ているということで、宿舎、それから日々の食事、これらについても企業側が負担をしているケースが見られます。負担した部分は、日々の賃金として計上をして、それから、例えば年末に期末手当とか、それから赴任手当、皆さん単身赴任でございますので、月に一度ほど、多分自宅にお帰りになるというときの旅費がございます。それらも全て計算をして、日々の日当が決まるわけでございますので、単純にきょう1日働いて、設計単価が1万5,000円だけでも、あなた1万2,000円しかいただいてないですね、じゃあ3,000円は企業側でピンハネしたのかということではなくて、その1人の作業員にかかる全てのコストを出しまして、それを12カ月なり250日程度で割り込んだ数字が日々の日当となってございます。ですので、実際現場で働いている作業員方に、「あなた彼らもらっていますか」と聞いても、やはりそこは差が出てくるということでございますので、そこはご了解いただければと思います。

それから、率についてはまだ資料ないので、具体的には持っていませんが、多分3割程度は上がっております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 最初、労務費についてなんんですけど、今、課長の説明で、人事院の給料なんかも調査して何か決めるというあれもありましたが、同じように6,000社ぐらいで決める、そこはわかったんですけど、あと現物支給の件も、宿舎、食事等わかりました。それは、例えば、よその自治体から来ている作業員の方たちは、現物支給とか当てはまると思うんですけど、うちらの町で働いている人たちのそういったところへの今回の労務費の普及というのを見込まれたのかどうか、その点改めて伺いたいと思います。

あと、公園に関しては、東の東と一緒にやったということなんんですけど、その分後で、多分病院側に追加したんだと思うんです、場所。最初からああいった場所だったのか。実は、何か先ほども行ってみたんですけど、今も2組ぐらいの親子連れの方たちがくつろいでましたけど、どちらかというと土地的な、場所的なものもあったんでしょうが、もう少し住宅のほうから見えるようだと、例えば住宅街建っていたほうの後ろ側とかだと、よりあれだった。まあ、今ごろ言ってもしょうがないんですが、そういった配慮もできたのかなと。今後、こういった公園等つくるときに、十分そういったことも配慮できるのかどうか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 6,000社を調べて、それぞれ企業により、当然企業の賃金レベルが違いますので、必ずしも同じ単価でお支払いするわけではございませんので、基本的には平均単価を算出して、宮城県なり、宮城県の統一単価としていると考えてございますので、多分そこで町外のものであるか、町内のものであるかという区分けはないというふうに考えています。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 当該地の公園につきましては、コンセプトというほどのことでもないんですけれども、病院に隣接をしているということで、議員も今ごらんになってきたということでございますけれども、遊具につきましては、病院の脇ということで、健康遊具というんですかね、ストレッチしたり、そういった部分の、例えば入院されておる方が土日とか、ちょっと外へ出てという形をイメージしたのと、あとは、都市公園でございますが、街区公園ということで、近くに15の防集区画、そして80以上のたしか災害公営住宅の戸数がございます。そういう地域の方々が休みの日とかに憩うような場所ということで、整備をさせていただいたというものですございますので、より多くの方々にいっぱい集まっていただきたいという思いもないわけではないんですけども、私どもが整備した考え方の根っこにある部分とか、あとは近くの方々に憩っていただくという部分については、何とか所期の目的は達成できるのかなというふうには今考えております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ただいまの確認なんんですけど、地元の業者で6,000社の中に入っている業者があるかどうかの確認だけお願いしたいと思います。

あと、公園に関しては、私ちょっと聞き漏らしたんですけど、1億円の分のふえた分は、どの部分でふえたのかということをもう一度だけちょっと、ごたごたして聞き漏らしたものですから、そこだけ確認させていただいて終わりとします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 作業員の賃金調査の内容ですけれども、残念ながら私のほうで把握できない部分でございますので、町内の業者が含まれているかどうかについてはわからないということが回答になります。よろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） どの部分ということでございますが、本件、先ほど申しました

が、東の東で一度計画をした部分を全て一回全部落として、全部今回のに乗せかえてござりますので、この1.5ヘクタールの公園整備及び緑地の、例えばのり面の緑化とか、あとは公園、あずまやもございますけれども、公園遊具、あとは園路等の整備費全てでございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第65号 業務委託変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第65号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第65号業務委託変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地区において整備を進めてまいりました志津川西地区防災集団移転促進事業他業務について、業務が完了いたしましたことから、その委託費用の精算に関し、変更契約を締結したいため、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第65号業務委託変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の 5 ページをお開き願います。

業務の名称は、志津川西地区防災集団移転促進事業他業務であります。

契約の相手方は、独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部、UR であります。

本議案に関しましては、UR との間で志津川西地区の防集団地等の造成工事に伴います業務に関し、平成25年11月15日、約36億5,300万円で当初契約を締結、その後、昨年9月、約2億9,000万円の増額の変更契約を締結しております、本日ご提案させていただく原契約額は39億4,446万2,000円であります。これまで約4年半の間、志津川西地区において防集宅地、災害公営住宅、区画道路、集会所用地、公園緑地等を整備してまいったところでございますが、今般、当該業務の完了に際しまして、契約金額を確定し、精算する必要がありますことから、本議業務委託契約の変更契約につきまして付議させていただいているものでございます。

議案関係参考資料の 6 ページをごらんくださいませ。

本業務の整備エリアは、東工区、西工区、合わせて約8.7ヘクタールでございます。整備した防集区画の数は、東工区と西工区合わせて70区画でございます。

平成25年当初は、90区画で計画をしておりましたが、その後、住宅再建意向の変化によりまして、本工区の整備区画数を70区画と変更し、現在に至っております。

昨年9月に締結した変更契約、変更後の契約額約39億4,400万円と、今回の変更契約額45億5,500万円との差の額、約6億1,100万円、この変更増の主な要因といたしましては、東地区と同様に、工事施工に関し必要となります労務費、資材費等に関しまして、平成25年にUR と契約した当時の労務単価、資材単価などがこれまで毎年上昇してきております関係上、その費用の増加分として約4億4,000万円ほど原契約額よりも多くの費用が必要となったというものです。

また、西団地の造成工事の発生土の処分費用、いわゆる二次搬路の費用として約1億3,700万円ほどを追加、そして、仮設道路、当初の契約において具体的に想定できなかつた業務費等の精算分として約1億5,000万円ほどの費用がかかりましたことから、今般所要の額を増額し、確定契約を締結したいものでございます。

東地区と同様に、被災された方々による主体的かつ真剣な高台におけるコミュニティ形成の議論、検討、そしてまた、工事の施工に際しましては、近隣の住民の方々を初めとした多くの皆様方の特段のご理解とご協力によりまして、志津川西地区の高台の面整備事業が完了

することとなりました。

7ページには、変更仮契約書を添付いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。

何点かお伺いしたいと思います。

西工区に関しては、西団地に関しては、西工区、東工区という2つの工区に分かれて造成が進められた経緯があります。そういった中で、西団地の東工区に、一時期硬岩が出たということで、工事が半分ぐらいの形でちょっと何カ月間かストップしたという経緯があると思います。その硬岩の撤去に当たっての工事費の増額、そういったもののはあったのか。その硬岩が出土したことによって、何カ月、何日、そのぐらい、何日間延びたのか、その辺お聞きします。

あとは、東工区と西工区がありますが、西工区が22区画、そして東工区が48区画、この中で土地の希望者が決定したところと、まだ空きになっている戸数を教えてください。

あと、高台に当たっては、道路が1本高台を通るというような形の計画の中で、町の高台整備が進められています。そういった中で、この西団地の東工区、これに関しては志津川市街地に密接した場所だと私は思っています。そういった中で、以前の旭ヶ丘団地の道路を利用しての団地に通る1本の道路だと思いますが、これ以上西団地の東工区につながる道路整備の計画というのはあるんでしょうか。その辺、3点ぐらいお願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず1点目ですけれども、この資料のカラー刷りの西地区東工区と書いてあるのが、赤で書いてある部分、この辺が山のトップでございます。確かに硬い岩盤でございました。工事費がかかった要因は、その分で工事費の増額要因になったんじゃないという部分でございます。当然、なってございます。その工事費の増につきましては、昨年の9月、実は変更契約を締結をいたしておりまして、その際に増額とさせていただいております。工期が延びたのかということでございますが、硬岩が当然出ますと、当初はリッパーって、ちょっと大きな爪の、ブルドーザーに爪がついたようなのでひいてたんですけども、なかなか工事が順々進まないという中で、大型ブレーカーとか、破碎機、大型の破碎機を導入をしたということで、そういった部分でも当然コストは大きくかかっております。当

初は、志津川高校に隣接をしているということで、騒音等を考えて、余り大がかりな、大規模な工事というのはなかなかしづらいという部分もございましたが、高校のご理解いただいたなかで、試験のときとかはやめてねとか、そういった部分でうまく調整をしながら、何とか完成に向けて知恵を絞ったというのが1個ございます。

あと、空き区画の数でございますが、現在、3月の12日現在の資料、私持っているんすけれども、西団地につきましては13区画の空きがございます。西の西と西の東の数なんすけれども、済みません、そこまでちょっと持っていないんすけれども、ただ、西の西のほうがたしか10区画近く空いていたと。西の東のほうが1桁、3つですか、だというふうに思っております。

復興拠点連絡道路の西地区の部分につきましては、既に398まではタッチしておりませんが、暫定的に供用させていただいております。その道路以外にということでございますが、現在は計画はございません。ただ、団地に住まわれる方々ともう一本という話は、当然前々からございまして、現在、西地区東工区の高校の西側の部分ですかね、緑地があるんすけれども、そこの部分、緑地内道路という形で、大変恐縮なんすけれども、大型車両とかは通行はできないんすけれども、例えば西側からおりていって、田んぼとか農地とかに、例えば軽トラとかで行く部分については、何とか確保はできているのかなというふうに思っております。ただ、大規模なしっかりとした町道というような計画は、現時点では考えておりませんし、防集事業としてもう1本という話はかなわなかったというものでございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） やはり、この東工区に関しては岩盤が出て、それで時間と経費を要したと。その辺は現実的にここを決めた時点でそういった状況、ボーリングとかいろいろしたとは思うんですけども、その土の下まではわからなかつたという経緯の中で、延びて経費もかかつたと、こういうことだと思います。

そして、この土地の造成に関しては、やっぱり硬岩が出たことによって、そこを希望していた人たちの住宅建設に当たっては、やっぱり延びてしまったという経緯があります。しかしながら、住民の意向の中で、中瀬町、廻館、この地区の人たちは地元に帰りたいということで、ここから場所を変えたとか、工期のおくれによって場所を変えたとか、そういうことがなかつたことによって、この東工区に関しては住民の空き区画とかそれがなかつたという、これが現実だと思います。しかしながら、ここから見てもわかるように、土地の整備が早く

進めば、早く住民はうちを建て、1日も早い安心した生活の場が得られたということは現実だと思います。先ほども話したように、結果論かもしれないですが、その辺は今後の町の復興に関して、土地の整備だけでなく、復興の形をどうすれば町民のプラスになるかというような方向を考えながら、行政は進めていってほしいと思います。

区画についてはわかりました。造成費の増額、これについてもわかりました。

道路なんですが、確かに緑地内道路、この辺は地域の人から話は聞きました。しかし、人が通るだけと、畠に行くだけと。果たして畠に行く人たちがそこから何人いるでしょうか。それを考えたら、防集の事業のルールの中で、やっぱり1本というルール、それを特別な解釈というものは町としてできないのかと。被災住民救済という意味合いからすれば、あの道路というのは、私はつくれるのではないかなど、このように以前から思っています。そして、この西団地に関しては、西団地の土砂を運ぶために高校の脇ですかね、昔の社協の間に道路をつくって、土砂の運搬の道路、通してました。その道路を何とか地区民の人たちが利用できなかという話をしましたが、結局その土地も住民の土地から借りてて、一旦そこを、そういうといったトラックの土砂運搬に使ったと。そして、その角度も結構あったもんですから、その辺の関係で道路にするのは無理だと。確かにその辺は復興推進課のほうから、あとまちづくり協議会の中で、町のほうから説明は受けました。しかしながら、町民はそういった難しいことよりも、何とか今の生活を早く取り戻したいということから、その土地も何とかという話がありました。ただ、今の復興推進課長の説明ですと、それは防集のルールでは無理だと。しかしながら、今現在進んでいる西団地の周辺のことを言えば、その土砂を運んでいた道路、あの辺は結局、農地圃場というような形の方向も今あるやに聞きました。そういう方向で、地域の理解を得れば、あそこを高台の1本の道路として、私は今、以前ある旭ヶ丘ですか、あそこの団地の道路からこっちのほうに変更してでも、こっちのほうが住民が楽しやないかなというような考えも持ちます。だから、そういう農地整備の関係と、これも町の事業ですから、農地整備の関係と、その高台の道路整備の関係は、どこかで一致するものがあって、それをうまく活用できるのではないかなど私は思います。

もう1つだけ聞きたいのは、以前、高校の下に県の宿舎がありました。あそこの道路が今なくなりました。脇の道路、田んぼの中を走っていた道路。その道路がなぜなくなったのか、その理由をお聞かせください。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　ちょっとうまく答えられるか自信がないんですけども、まずもつ

て硬岩の部分でございますが、当然やる前に調査ボーリングということで、固い岩盤があるというのは当然承知をしておりました。ただ、何十本もボーリング調査できるわけがございませんので、たしか必要な本数をやった結果、中硬岩、あるいは硬岩の岩盤があるということは承知をしておりました。ただ、そこ、あくまでも推定量でございますので、実際に掘つてみないとわからない世界ではございますので、結果的に硬岩のボリュームが多かったということです。

2点目の緑地内道路の関係でございますが、農地へ行く人何人いるんだという話もございますけれども、万に一つの東日本大震災を受けた我々としては、ある程度の道路は欲しいというのは町としても当然ありました。ただ、制度の縛りの中で、住宅用地を早くつくっていかなければいけない、復興庁さんとの協議も並行してやっていかなければいけないという中で、どうしてもこの国の制度を一自治体の思いだけでブレイクスルーするというのが、現実困難であったということは言えるかとは思います。

3点目の高校の脇、南側ですかね、に土運搬の工事用の仮設道路、当然ありました。議員がお話ししたとおりなんですけれども、10%を超えるような勾配で、あとは借地であるということ、そして2本目の道路というのはなかなかかなわないという中で、あくまでも仮設ということで使わせていただきましたので、工事が完了した後、撤去したというものです。

その後、今後の部分につきましては、なかなか私、防集の担当課長として、軽々になかなかお話はできないところでございますが、本日の議案は防集の確定契約の議案ということで、議員の先ほどのご質問は、意見として私は承るというところでございます。

済みません、県の宿舎、圃場整備したところに確かにございましたが、その辺の経緯につきましても、大変恐縮でございますが、県事業で圃場整備がなされたということでございますので、大変不勉強で申しわけございませんが、その部分までは私、承知をしてございません。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 震災復興事業として町が一生懸命住民の1日も早い住む場所を確保ということで、一生懸命なのは私はわかります。しかし、そういった中で、住民がこうやってほしいな、あれやってほしいなということは、難しい、難しいということで片づけられていいのかなというような形を私は思っています。そういった中で、1つでも、2つでも、1つ、2つ無理だったら、1つぐらいはやっぱり町民の願いをかなえるために、自己財産でもって、

町の一般財源でもって、何とかそれをかなえられるような方向に町で、私は進んでほしいと思います。しかしながら、まちづくり協議会、まちづくり未来等で志津川地区の将来を考えた場合に、なかなか要望を出してもその辺は町のほうでは難しい、難しいと。まあ、今国会でやっているように、とにかくよい返事が返ってこないというようなイメージは、私は強いんです。とにかく、やっぱり南三陸町志津川地区をずっと震災から7年間、そして議員をさってから4年間、一生懸命南三陸町を見てきて、いろんな会議に参加した上で、そのように感じています。だから地域民、町民の意見を吸い上げてくれるような行政であってほしいと思います。これで終わります。

○議長（三浦清人君） ここで昼食のため休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前1時58分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第65号の質疑を続けます。質疑願います。（「なし」の声あり）ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第66号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第66号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題いたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第66号損害賠償の額の決定及び和解につい

てをご説明申し上げます。

本案は、平成29年12月20日に発生した公用車による事故に関し、損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、議案第66号の細部説明をいたします。

本件は、平成29年12月20日、議会事務局職員が公用車で涌谷町役場に公務出張した際、役場の駐車場に公用車を駐車しようとして、後ろの区画に既に停車中であった相手方の車両に公用車を接触させ、相手方の車両を損傷させたものであります。

事故の原因は、公用車を運転する職員の後方確認不足と、相手方の車両との距離感を見誤ったためによるもので、物損事故であります。相手方の停車中の車両への接触であったため、過失割合は10対0で全て職員側の過失となりました。相手方の車両は、平成30年2月6日に修理を終えており、その損害額13万9,308円を支払うことで和解するものであります。なお、支払いは損害保険会社の保険金により全額支払いとなります。

以上、細部説明といたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点だけお伺いいたします。

町村会の保険だと思いますけれども、全額保険ということは、これ免責が幾らかなかったんでしょうか、この保険には、免責額。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） こちらの保険につきましては、全国自治協会というところの保険でありますて、免責はございませんので、全額保険で支出されます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようなのであります。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第67号 平成29年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第67号平成29年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第67号平成29年度南三陸町一般会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正につきましては、特別交付税及び震災復興特別交付税の確定額を計上したほか、最終的な整理調整のための所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清一君） それでは、細部説明をさせていただきます。

改めまして予算書1ページをごらんいただきたいと思います。

1,186万3,000円を減額補正し、285万7,984万4,000円とする補正でございます。

昨年の同期比と比較いたしますと、マイナスの47.3%、昨年度はおよそですが542億の予算となっていました。

これ、285億円の予算を通常分と震災分に振り分けますと、通常分が89億4,000万円ほど、震災分のほうが196億3,900万円となります。比率にいたしますと、通常分が31.3%、震災分が58.7%の比率となってございます。

なお、予算全体に占める投資的経費の割合を算出いたしますと、金額で158億円、率で55.5%が投資的経費として構成されてございます。

予算の内訳でございますが、2ページ、第1表をお開き願います。

それぞれ、補正のある款について、補正前の額、それから補正額、計と示してございますので、この今回補正を伴う款の構成比率を申し上げます。

9款地方交付税23.2%、国庫支出金13.5%、14款県支出金8.0%、15款財産収入1.7%、17款繰入金35.3%、19款諸収入1.6%、補正されなかった款項に係る額で16.7%、合わせて100%となってございます。

歳出のほうを同様に申し上げます。

2款総務費8.8%、3款民生費8.5%、6款商工費1.1%、13款予備費1.3%、補正されなかった款項に係る額が80.3%で、合わせて100%の構成となってございます。

補正の内訳につきまして、細部を説明させていただきます。

7ページ、歳入から申し上げさせていただきます。

歳入、9款地方交付税でございますが、右欄ごらんいただきますと、特別地方交付税2,600万円の増と、震災復興特別交付税3億6,400万円の減となってございます。内容といたしましては、津波復興拠点整備事業に係る交付税の減額2億円、それから、被災市街地復興土地区画整備事業に係る分、約1億6,000万円ほどの減額、合わせて3億6,400万円の震災復興特別交付税の減額が行われたものでございます。年度末になりますと、最終的に決定した金額に合わせて、今回予算を調整させていただくものでございます。

13款国庫支出金は、町内循環バス事業に係る補助金の確定により、補正減させていただきます。マイナス560万円でございます。

14款県支出金は、災害救助費の繰替支弁金ということで、事業費の確定に伴い行うものでございます。

それから、15款財産収入、こちらは財政調整基金の利子分の歳入ということになります。

17款繰入金、こちらは震災復興特別交付税の減額に伴い、財政調整基金で財源措置をして予算調整を図るものでございまして、3億5,000万円繰り入れるものでございます。

19款諸収入、雑入でございます。こちらも応急仮設住宅事業に係る補助金の確定に伴う補正減でございます。

めくっていただきまして、9ページ、歳出予算につきまして説明を申し上げます。

総務費の5目財産管理費、これは、先ほどの利子を財政調整基金に積み立てるものでございます。

13目の地域交通対策費は、国庫補助金の減額に伴い、財源の組みかえ、一般財源で補填する組みかえでございます。

3款民生費、災害救助費の中の1目災害救助費は、これ全体として応急仮設住宅事業費の確定に伴いまして歳出予算を減額補正するものでございます。

それから、6款商工費、労働対策費でございます。こちらは、新規学卒者の雇用促進の奨励金など、3月末まで実施される事業が最終的に事業確定いたしましたことから、残予算について整理をさせていただくものでございます。

それから、予備費は財源調整に伴う増額ということでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

1点お伺いいたします。

バスの地域交通対策費、歳出、これは歳入歳出伴うんですけども、歳入の面では7ページです。国庫補助金の総務費国庫補助金、減額561万6,000円、これ補助金が減額なりました。それに伴いまして歳出が561万6,000円が国庫支出金から一般財源の持ち出しになりました。この経緯ですね、なぜこういうふうになったのかお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 担当でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

7ページの歳入560万円減額でございますけれども、当初予算では4,500万円を見込んでございました。この国の補助の配分基準ですけれども、被災地の特例というところで、仮設住宅の数に応じて国の補助の上限が決まってございます。当町は、三十数カ所ございましたので、4,500万円の国の交付ラインになっていました。昨年の9月ぐらいに名足の仮設住宅が1つなくなったことで、29カ所になりました。そのことで4,500万円の仮設住宅の基準から1段下がったわけです。それを、日割り計算、30団地以上あった日と、30を切った日の年間の日割りを計算していく、正確な国庫補助の額を出すというところでございまして、結果として560万円が減額になったというところです。

それから、歳出においても、その560万円分が国の補助で見込まれなくなったので、そのかわり一般財源でそれを充てるというようなことでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 一般財源500万円ですね、560万円ですか。今、話聞いて、仮設住宅が基準になると、その額によっては4,500万円。予算議会でもこれ4,600万円通しました。しかし、この4,600万円、去年、28年度、私の記憶では28年度から負担金補助及び交付金で出しております、16節ですか。この事業が始まるときは委託金でした。委託金が26年度3,600万円から始

まりました事業です。27年度も委託金でしたけれども、この負担金補助に直した経緯ですね。

それと、負担金補助及び交付金、28年度13節で持ってきてていますけれども、28年度が4,600万円、それから、29年度4,600万円で、30年度は5,600万円と、もうもう予算のとき聞きましたけれども、委託料から負担金に移った理由、負担金補助のなったということで、負担金なのか、補助なのか、その辺もあわせてご説明願います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 1点目は、当初の予算委員会でも同様のお答えをした記憶がございます。町とバスの事業者との間で運行のそれぞれの役割分担を明記した協定を結んでございます。バスを動かしてお客様を乗せて、おろしてという安全運行について業者が担い、そしてダイヤ改正、そういう財政負担を含めたバス事業の骨格的な部分は行政が担うと、そういう協定になってございます。したがいまして、昨年から負担金と、町が事業者に対して協定に基づく負担金をお支払いすると、そういう予算上の取り扱いになってございます。

それから、四千数百万円というお話をしたが、30年度の当初予算書を見ていただければおわかりですが、新年度は3,500万円の収入予算を立ててございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） もう一つ、委託料から負担金に変わったというところでの、もう少し丁寧にお願いいたします。委託料だと、この額で委託しますよって終わってしまうんですけども、負担金補助及び交付金だと実績報告なども出さなければならないわけなんですけれども、その辺は出ているのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 毎月、各事業主から運行報告書、届いてございます。その報告書の中には、乗客の人数、それからバスの運行状況、それと運賃の収入、そういうものが月報として上がってございまして、その1年間分を積み上げたものが年間の運行実績ということになろうかと思います。

それから、有料化をするにつきましては、町がバスの運行業務を全て担っているという考え方でまいりました。したがいまして、その当時は、全ての部分を町が責任を持って主体的に運行をしていたということと、有料化後については、先ほど言ったように、それぞれの役割分担に基づいて町民バスを走らせているということから、補助金あるいは負担金という、失礼しました、補助ではなくて、前は委託料と、業務委託料というところでのお支払い、現在は負担金としてお支払いをしていると、そういう違いになってございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありますか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それじやあ9月まで決算、半年以上もありますので、毎月データが出て
いると今お話されましたけれども、そのデータを、すぐでなくともいいです、帰りまでにそ
のデータを出していただきたいと思います。お願ひします。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり） なければ、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年第3回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時32分 閉会